

農業におけるワンデイワーク等多様な人材活用推進事業業務委託 業務仕様書

1 目的

県内では、家族労働を中心とする小規模な農業経営体が全体農地の約5割を耕作しており、地域農業を支えている。このような小規模経営体では、常時雇用が難しいことから、農繁期において家族労働力の長時間かつ不規則な労働が顕著となつておらず、労働力の確保や作業効率化を含めた働き方改革の取組が急務である。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、民間企業では、収入確保や社会貢献を目的に副業や兼業を許可する動きが加速化している。このため、本事業は、ワンデイワーク^{*1}という新たな視点により、企業の従業員等が農作業に従事することで、小規模家族農業の労働力不足の解消を目指すものである。

令和3年度には、モデル地域として玉城町と御浜町を選定し、農業者、企業とその従業員のワンデイワークの意向について調査した。その結果、玉城町では水田農家、御浜町ではカンキツ農家を中心に、家族労働力だけでは行えない農作業について外部労働力の活用を希望するニーズがあることが分かるとともに、両地域において、農繁期の農作業を支援することに興味・関心がある企業、従業員が一定数存在することが分かった（調査結果の概要については、以下6の参考事項に示した）。

このため、令和4年度は、引き続き玉城町と御浜町をモデル地域とし、農業者に対するワンデイワークの受入体制の整備、マッチング方法の検証、ワンデイワークの試行等に取り組む。

2 業務内容

（1）ワンデイワーク受入意向農業者を対象とした労働環境整備に関する研修の実施

- ・ワンデイワーク受入意向農業者等を対象に、ワンデイワーク試行に際して必要である働き手が安心して働く労働環境の整備（労災保険^{*2}の加入等）に関する研修等を、試行実施までに各モデル地域で1回以上実施すること。
- ・研修等の実施にあたっては、令和3年度の調査結果に基づき把握したワンデイワーク試行に意向のある小規模家族農業者に研修への参加を働きかける他、それ以外にも、意向のある小規模家族農業者を掘り起し、同様に参加を働きかけること。
- ・上記の研修等は、これまでに雇用経験や雇用に関して必要な手続き（最低賃金^{*3}の支払い、労災保険の加入などの労働条件や雇用契約の明示等）などの知識がないことを前提で行うこと。
- ・上記研修等に参加できない農業者に対しては、研修での伝達事項をまとめたマニュアルを作成し配布する等、研修と同様の効果が得られるよう工夫すること。
- ・本事業提案にあたっては、令和3年度委託事業報告書（令和4年4月1日以降に県HPに掲載）の内容を十分考慮して行うこと。なお、同委託事業で明らかとなった農業者、働き手の一覧等は、契約締結後に明らかにする。

（2）働き手を対象とした農作業従事に関する研修等の実施

- ・令和3年度の調査で明らかになった、ワンデイワークによる農作業支援に関心のある働き手に対して、ワンデイワーク試行の参加について意向を確認するとともに、

農作業に従事する心構えや副業・兼業で従事するにあたっての留意事項等についての研修等を各モデル地域で行うこと。

- ・上記の働き手に対する研修等は、1 モデル地域につき、2 企業以上から計 10 人以上を対象に、ワンデイワーク試行実施までに各モデル地域で 1 回以上実施すること。
- ・働き手の不足が見込まれる場合は、モデル地域内におけるさらなる掘り起こしやモデル地域周辺市町の企業や事業所等への働きかけ等、働き手を確保する手段を講じること。

(3) ワンデイワークの仕組の構築に向けたマッチング方法の検証

- ・各モデル地域におけるワンデイワークの仕組の構築に向けて、地域の実情に応じたマッチング方法を確認するために、求人アプリとして普及しているアプリを 3 つ以上活用し、農業者と働き手の双方における有効性や問題点を検証すること。
- ・求人アプリの検証とあわせて、人材派遣等、当該地域で活用度が高いと考えられる仕事探しやマッチングの仕組等についても同様に検証すること。

(4) ワンデイワークの試行の実施

- ・ワンデイワークの試行は、玉城町では米の収穫関連作業など（8～9 月）、御浜町ではカンキツの中晩柑品種の収穫関連作業など（12～1 月）を中心に行うこと。
- ・ワンデイワークの試行の実施にあたっては、上記（1）、（2）で研修等を受講した農業者と働き手が、（3）で検証している各マッチング手法に登録（参加）することを通じて行うものとすること。
- ・ワンデイワーク試行の終了後に、活用したマッチング手法について、継続したワンデイワークの実施につながるよう検証を行うこと。
- ・ワンデイワークの試行は、各モデル地域とも 2 戸以上の農業者で実施し、最低 1 件は 9 月末までに行うこと。

(5) ワンデイワークの仕組みの効果的な普及・啓発の実施

- ・（4）のワンデイワークの試行結果を踏まえ課題解決策等を講じた上で、次期作等の作業（玉城町は 3～4 月：播種等の田植え準備作業、御浜町は 2～3 月：中晩柑の収穫）でのワンデイワーク試行につながるよう、農業者や働き手のさらなる掘り起しを行うとともに、セミナー、現地見学会等、効果的な普及啓発の取組を行うこと。

(6) 事業実施報告書の作成

- ・今年度の実施結果を取りまとめた事業実施報告書を作成すること。なお、報告書では、本年度の結果を踏まえ、ワンデイワークの課題、その解決方策等も整理し、今後の推進に向けた考察、提案も十分行うこと。
- ・報告書は、A4 縦サイズ、図表や写真を含めて 30～50 ページ程度とし、その概要版（A4 横サイズ、2～4 ページ程度）も併せて作成すること。
- ・事業実施報告書及びその概要版は、正本 1 部、副本 2 部のほか電子データ（CD-ROM 等）により提出すること。

(7) その他共通事項

- ・契約締結後、受託者、県、関係機関による打ち合わせを3回以上実施し、事業内容の検討、進捗の共有、情報交換等を図ること。なお、打ち合わせの実施時期、参加者、内容は県と協議し実施すること。
- ・委託料には、業務実施にかかる一切の費用（通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、旅費、謝金、会場借上費、機材・資材費等）を含む。
- ・提案者は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響など、県境を越える移動が制限される状況においても、モデル地域での活動（農業者への訪問等）が制限されることがないように、事業実施に必要な人員や体制を確保し、それを提案書に明示すること。
- ・画像やイラスト等の素材を使用する際には、著作権等の問題が発生しないようすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
- ・新型コロナウイルスの状況等を踏まえ、事業実施に際しては、感染防止にかかる必要な措置を講じること。
- ・その他知事が必要と認める事項。

3 契約条件

- (1) 委託業務名 農業におけるワンデイワーク等多様な人材活用推進事業業務
- (2) 契約委託業務の履行期間 契約の日から令和5年3月17日（金）まで
- (3) 成果品 事業実施報告書（様式は契約時に指示する）
- (4) 成果品の提出期限 令和5年3月17日（金）

4 その他

- ・契約に当たり、原則として再委託は認められません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- ・委託料の支払については、原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条の罰則の対象となることがあるので留意する。

5 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部担い手支援課 担い手育成班

TEL：059-224-2354 FAX：059-223-1120 E-mail：ninaite@pref.mie.lg.jp

担当：片岡、大西

6 参考事項

【用語説明】

※1 ワンデイワーク：1日のうち数時間程度、また、週に1日程度や数日間といった短日短時間での働き方のこと。

※2 労災保険：作業における事故や疾病といった労働災害への備えとして必須であり、労災保険料は、年間の支払い賃金総額に労災保険率（農業は 13/1000）を掛けて計算される。

※3 最低賃金：三重県は令和 3 年 10 月 1 日から時給 902 円。

【令和 3 年度調査結果の概要】

(1) 農業者向け調査

本委託事業では、小規模家族農業者について、玉城町では、①兼業農家、②専業の水田農家のうち水田面積 5ha 以下かつ 70 歳以上かつ労働力は家族労働力のみ、と想定し、また、御浜町では、①兼業農家、②専業のカンキツ農家のうち農地面積 1ha 以下かつ 70 歳以上かつ労働力は家族労働力のみ、と想定し、この条件に該当する農業者を対象に、調査結果を取りまとめた。主な結果は以下のとおりである。

項目	玉城町	御浜町
全回答者のうち、回答のあった小規模家族農業者	120 件/175 件	37 件/108 件
労働力が不足しており、かつ外部労働力による支援に关心がある小規模家族農業者	26 件/120 件	18 件/37 件
上記農業者の回答で、労働力が不足しており支援を求めている主な農作業、	水稻の育苗関連（3 月） 田植え関連（4 月） 水稻の収穫関連（8～9 月） 水田の畦草刈り（6～8 月）	カンキツの摘果（6～8 月） カンキツの収穫（9～10 月） カンキツの袋掛け（11～12 月）
作業に必要な日数、時間	1～7 日 1 日のうち 1～3 時間程度	2～21 日 ほぼ終日
※参考 兼業農家数（農林業センサスより）	393 件	199 件

(2) 企業向け調査

モデル地域内の企業等を対象に、副業兼業の実施状況や意向等について調査結果を取りまとめた。主な結果は以下のとおりである。

項目	玉城町	御浜町
地域内の主な業種	サービス業 卸売業/小売業 建設業	卸売業/小売業 建設業 農業
副業兼業を容認している企業 積極的に勧めている企業	39 件/74 件 14 件/74 件	25 件/51 件 4 件/51 件
兼業副業容認企業のうち、実際に実施する従業員がいる企業	12 件/39 件	12 件/25 件
農作業支援に興味関心がある企業の割合	37 件/74 件	15 件/51 件
※参考 商工会会員事業所数	330 件	259 件

